



令和 6 年 9 月 1 2 日
北海道開発局

一級建築士の懲戒処分について

北海道開発局は、一級建築士に対し建築士法第 10 条の規定により、別紙のとおり戒告処分（令和 6 年 9 月 9 日付け）を行いましたので、公表します。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 都市住宅課 まちづくり事業推進官 竹本 秀子（内線 5866）

事業振興部 都市住宅課 課長補佐 岩崎 弘輝（内線 5873）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



一級建築士の懲戒処分について

1 ^{たかい}高井 ^{けんいち}賢一（登録番号第 337312 号）

① 処分をした年月日

令和 6 年 9 月 9 日

② 処分の内容

戒告

③ 処分の原因となった事実

北海道内の建築物（1 物件）について、西條産業株式会社一級建築設計事務所（北海道知事登録（後）第 0082 号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 129 条の 13 第 1 号の規定に基づく小荷物専用昇降機の昇降路外の人又は物がかご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出し入れ口の戸の基準を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 1446 号）第 5 号及び第 6 号に違反する設計（小荷物専用昇降機の昇降路の出し入れ口の戸は、空隙のないものであること、上げ戸又は上下戸とすることとされているにも関わらず、これらに適合しない設計）を行った。